

●香川県公告第四百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年八月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

株式会社マルナカ
高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ水田店
高松市東山崎町三八四一一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 千八百九十七平方メートル
変更後 二千三百平方メートル

二 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 五十四台
変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 百八台

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

2 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 十四台
変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 六十台

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

3 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり
面積 三十六平方メートル
変更後 位置 別図のとおり
面積 百平方メートル

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり
容量 十二立方メートル
変更後 位置 別図のとおり
容量 二十五・六五立方メートル

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

三 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後九時
変更後 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時五十分から午後九時二十分まで

変更後 午前九時五十分から午後十時二十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 三箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 二箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後九時まで

変更後 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

平成十四年三月二十七日

二 届出年月日

平成十三年七月二十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十三年八月七日（火曜日）から同年十二月七日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十三年十二月七日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び高松市役所産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番十号

香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ